

# 都市計画法第34条第12号の規定に基づく指定区域制度 の手続き方法について（概要版）

平成26年度より運用を開始している都市計画法第34条第12号の規定に基づく指定区域制度について、円滑な区域の指定に向け、下記の流れに沿って事務手続きを進めます。

## 1. 指定区域に係る事前相談

- 事業目的が指定区域制度の基本的な事項として、上位計画との適合、指定道路の沿道、開発予定区域の地目及び予定建築物の用途等が適切なものであるかを確認させていただきます。
- 調整で生じた確認事項や条件等によっては、事業実施が困難な場合も考えられるため、事前に事業計画者等が関係部署（※）に事業実施の可能性についての相談をしていただき、関係部署への相談時には、打合せ記録を作成してください。

※P3：関係部署一覧を参考

### 【注意事項】

事業計画者等からの相談時に、以前に同一事業計画者等から指定区域申出書の提出を受け、指定区域とした場所について、法第36条第3項の規定に基づく完了公告まで至っていない場合は、指定区域に係る事前相談は受けることができません。

## 2. 指定区域申出書の提出

都市計画課及び関係部署との相談の結果、産業用地の活用に見込みがあり、指定区域に関する手続きを進める意思がある場合は、指定区域申出書の提出に向けて、必要書類等（※）を準備してください。

※P4：提出書類チェックリストを参考

## 3. 指定区域申出書の受理及び申出期間

- 指定区域申出書の申出期間は、**3月1日から3月下旬と8月1日から8月下旬**の年2回となります。
- 各申出期間前までに事前相談が完了しない案件や各申出期間内に提出書類等に不足が生じた場合は、次回以降の申出期間での受理となります。

## 4. 指定区域申出書の審査

- 事前相談により提出された関係部署との打ち合わせ記録に基づき、書類等の内容と整合が図れているかの確認をさせていただきます。
- 内容が乖離している場合は、理由の確認を行い、状況によっては関係部署との再打ち合わせを行っていただきます。
- 関係部署からの意見をまとめ、事業計画者等に対して意見に関する回答（回答提出期限は、概ね2週間）を依頼します。
- 提出期限内に回答が無い場合や意見に関する回答がまとまらない場合は、次回以降の申出期間での対応となります。

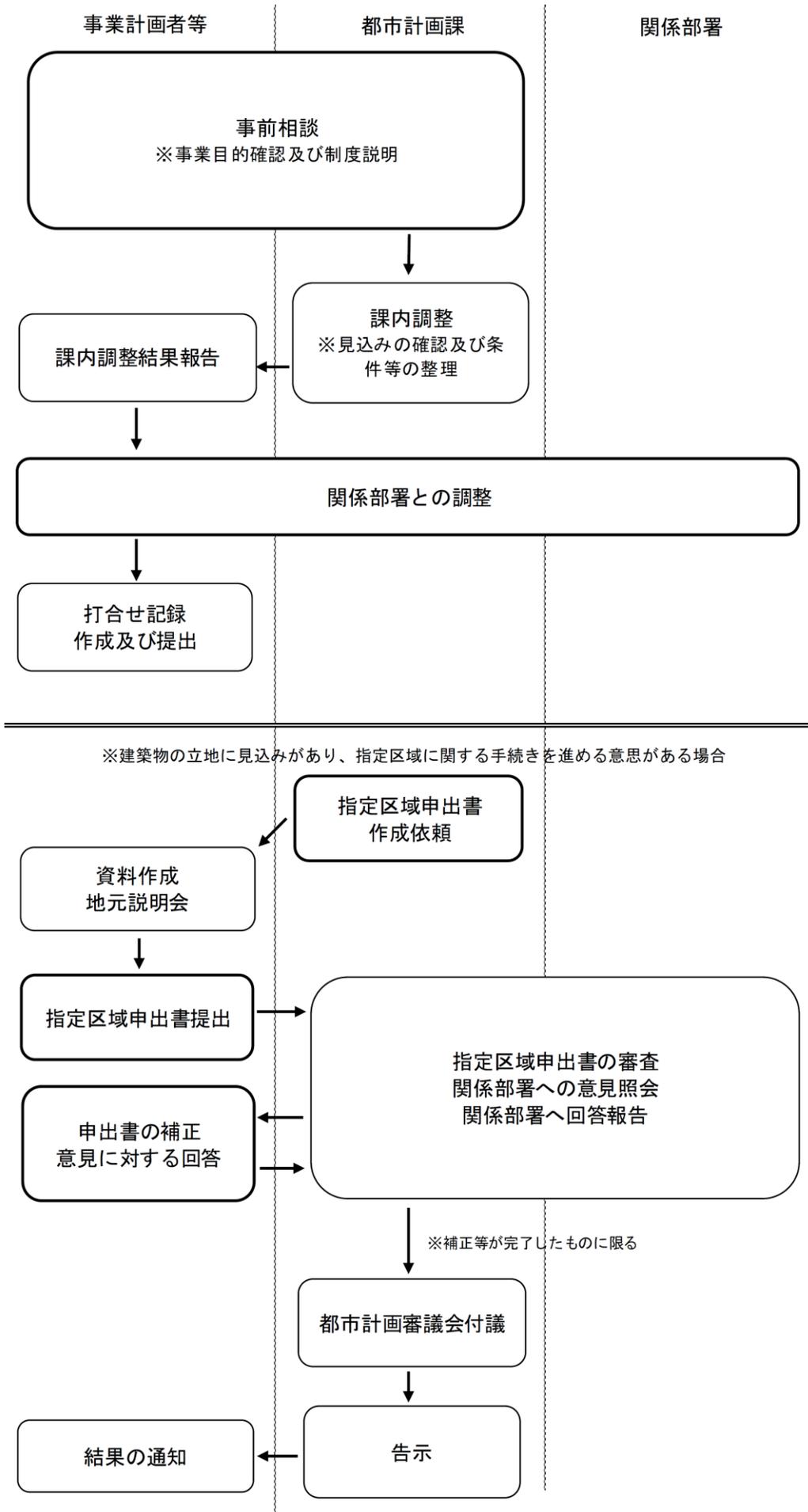
## 5. 指定区域の手続き

- 指定区域申出書の審査が完了した案件は、直近の日高市都市計画審議会へ付議します。
- 日高市都市計画審議会での意見及び指定区域に関する結果については、事業計画者等へ通知しますので、意見内容等を踏まえて、事業計画を精査してください。

## 6. 進捗状況の報告

- 都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為完了公告までには期間を要するため、建築物の建築が完了するまでは、年度初めに進捗状況、竣工予定日及び稼働予定日の報告をしてください。

## 7. 手続きのフロー



関係部署一覧

主 な 協 議 内 容	担 当 部 署	
<p>開発行為等の指導に関すること。                      都市計画法に基づく開発許可等の受付に関すること。                      公共施設の管理、帰属に関すること。                      都市計画法第53条の規定に基づく建築許可に関すること。                      埼玉県景観条例等に関すること。                      雨水流出抑制施設に関すること。                      土地利用に関すること。</p>	都市整備部	都市計画課
<p>道路・橋梁・普通河川の管理に関すること。                      道路・橋梁・普通河川の占用許可、使用に関すること。                      道路台帳・及び水路台帳の整備保管に関すること。                      道路整備計画・都市計画道路に関すること。                      河川改修工事の設計、施工に関すること。                      雨水排水に関すること。  <b>※市が管理しているものに限る</b></p>	"	建設課
<p>公園に関すること。                      産業系新市街地整備構想の推進に関すること。</p>	"	市街地整備課
<p>防災に関すること。                      交通安全施設に関すること。</p>	総務部	危機管理課
<p>市有財産に関すること。                      財産の帰属の嘱託登記事務に関すること。                      用地取得の連絡に関すること。</p>	"	管財課
<p>環境保全に関すること。                      電波障害に関すること。                      公害に関すること。                      浄化槽の設置、雑排水の処理対策に関すること。                      産業廃棄物、ゴミ処理等に関すること。</p>	市民生活部	環境課
<p>農業振興地域に関すること。                      店舗、工場の立地に関すること。</p>	"	産業振興課
<p>水道に関すること。</p>	上・下水道部	水道課
<p>下水道に関すること。                      農業集落排水に関すること。</p>	"	下水道課

